二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下宮入沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
長野県南佐久郡佐久穂町大字畑
一三九六番
一四〇〇番二
一四〇二番二
一四〇四番一から一四〇四番六まで
一四〇五番
一四〇五番二
一四〇六番から一四〇八番まで
一四一〇番
一四一〇番二
一四一一番
一四一二番三
一四八一番一
一四八二番一から一四八二番三まで
一四八四番及び一四八五番
一四九一番
一四九一番二
一四九二番
一四九四番一から一四九四番三まで
一四九五番
一四九五番二
一四九六番及び一四七番
一四九八番一
一四九九番一及び一四九九番二
一九五五番三
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県南佐久郡佐久穂町大字畑
八三三番三
一四〇二番一　一号及び七号
一四〇二番一　二号及び三号
一四一二番一　四号
一四〇三番一　五号
一四一四番　六号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　梶本沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の梶本沢右支川の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域
長野県東筑摩郡生坂村大字北陸郷
一四七九三番二　一号
一四二四八番三　二号
一四五四〇番二　三号
一四五四四番　四号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　上手木戸沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
長野県安曇野市明科七貴
三七〇八番一から三七〇八番三まで
三七〇九番
三七二二番四
三七三八番
三七四〇番及び三七四一番
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長野県安曇野市明科七貴
四一八六番二地先道路敷　一号及び二号
三七〇六番六　三号から六号まで
三七〇七番一一　七号
三七〇八番一　八号
三七四一番　九号
三七四三番　十号
三七四四番　十一号
三七四五番一　十二号から十四号まで
四一八六番一地先道路敷　十五号及び十六号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　仏ヶ沢
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十八年建設省告示第二百九十九号で指定した土地の区域を除く。）
長野県松本市殿野入
字佛沢山ノ神
六六五番一　一号
字棚畑
六八一番五　二号
六八一番一　三号
六八一番三　四号
六八〇番一　五号
字乙見坂
六七三番一　六号
六七四番一　七号
字佐平治林
九〇五番一　八号から十三号まで

○国土交通省告示第千二百三十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　岡前谷
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県飛騨市古川町
袈裟丸
字奥御堂　一九一六番　一号
杉崎
字水上洞　三三五六番　二号
三三六九番　九号
字堀切　三三九八番　三号
三二七七番　四号
字大洞　二九一九番一　五号
字大久保　二八七八番　六号
二八八〇番　七号
二六五三番一　八号

○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
　路線名　七号
(二)(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
酒田市広野字末広八二番七から同市広野字堰西八二番まで	前	一五・四〇～一一四・六〇（メートル）	一・六九二（キロメートル）
	後	三五・四〇～一七九・五〇（メートル）	一・六九二（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡四万十町影野字松ヶ瀬四一五番一から同町影野字松ヶ瀬四一七番二まで	前	一〇・五六～一五・二四（メートル）	〇・一二六（キロメートル）
	後	一三・五二～一六・九三（メートル）	〇・一二六（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
五十六号　伊予市米湊字山本三二九番一から同市上吾川字松本甲一三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十一月二十四日